

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害における
被災した住宅の応急修理
「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」実施要領
(令和 8 年 9 月 9 日決定)

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」を行うこととされているが、この実施要領は、（令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害）における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町村は、（名古屋市）である（令和 8 年 9 月 9 日適用）。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊等の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊、中規模半壊又は、半壊（半焼）若しくはこれに準ずる程度の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

- ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

- ③ 応急仮設住宅を利用しないこと。

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められない。

ただし、応急修理期間が 1 ヶ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅として利用ができない状態）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理完了までの間、一時的な住まいとして応急仮設住宅への入居を可能とする。

(2) 資力等の要件

災害のため住家が中規模半壊、半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、県又は市町村において、「資力に関する申出書」（様式第 2 号）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。

資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(2) 応急修理の対象範囲の基本的考え方について、別記 1 とともに「住宅の応急修理に関する Q&A」を別添のとおり整理したので、留意されたい。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1 世帯あたりの限度額は以下のとおりとする。

① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯

757,000 円以内

② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯

367,000 円以内

(2) 同一住家（1 戸）に 2 以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1) の 1 世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

このため、借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、課税証明書等により、所得がなく、修理ができない財政状況、災害に伴う保険金の受領等により所有者の資力では修理ができないことを確認した上で、応急修理を実施すること。

（借家等の所有者の資力がないことを客観的に裏付ける必要がある。）

4 手続の流れ（別記 2「住宅の応急修理の手続き及び流れ」のとおり）

県又は事務委任を受ける市町村（以下、「県等」という。）は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者リストの提示と合わせて応急修理制度の概要を説明する。

5 証拠写真の提出

① 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。

② 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に「申立書」に記載するとともに、修理業者としてこれを証明（例：会社の所定の様式を利用して提出することで、証拠写真の代替として差し支えない。）なお、申立書については、被災者や自治体が代筆することは認めない。（単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさない

ので、留意すること。)

「申立書」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ではあるが、「申立書」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

関係法令等

＜災害救助法（抜粋）＞

第4条 第2条第1項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- (1)避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2)炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4)医療及び助産
- (5)被災者の救出
- (6)福祉サービスの提供
- (7)被災した住宅の応急修理
- (8)生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (9)学用品の給与
- (10)埋葬
- (11)前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

＜災害救助法施行令（抜粋）＞

第3条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

＜内閣総理大臣が定める基準：＞

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（抜粋）＜
（被災した住宅の応急修理）＞

第8条 法第四条第一項第七号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万六千四百円以内とすること。

ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了すること。

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当た

り次に掲げる額以内とすること。

(1)(2)に掲げる世帯以外の世帯 七十五万七千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十六万七千円

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了すること。

別記 1

住宅の応急修理にかかる工事例

1 応急修理の工事例

- (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。）
- (2) 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。）
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替
- (4) 浸水した床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない畳の補修を含む。）
- (5) 浸水した壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。壁の修理とともに断熱材や壁紙の補修）
- (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- (7) 壊れた建具の補修（破損したガラス、アルミサッシ、玄関扉）
- (8) 壊れた給排気設備の取替
- (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。）
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む。）
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（設備の取替を行う場合は、同等品であれば差し支えない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）
- (12) 屋外給湯器（エコキュートやエコジョーズ等同等品への交換）

2 応急修理の基本的考え方

- (1) 今回の災害に起因する被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - (例) ○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可。）
 - 壊れた便器の取り替え（被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理可。新規設置は、修理ではないため対象外）
 - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスは複層ガラス（ペアガラス等）でも可。
 - ×壊れてない便器の取り換え
 - ×古くなった壁紙の貼り替え
 - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
- (2) 浸水した内装に関するものは対象として差し支えないが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損箇所である場合は対象となる。
 - ・壊れた壁の修理とともに断熱材・壁紙の補修を実施する場合には対象とする。
- (例) ×単に古くなった畳や壁紙のみの補修（災害に起因しない修理は対象外）
- (3) 畳の部屋を床板の部屋にする等修理の方法は代替措置でも可とする。

- (例) ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- (4) エアコンや食器洗浄機等の家電製品は対象外である。
- (5) 靴箱、収納(床下収納含む)、仏間、床の間は修理の対象外
- (6) 障子や襖の張替えは修理の対象外(水害により、骨組みが破損や反りかえってしまった場合は対象となる。)
- (7) トイレが2箇所以上ある場合で、1個は使用が可能な場合には対象外

3. 証拠写真の提出

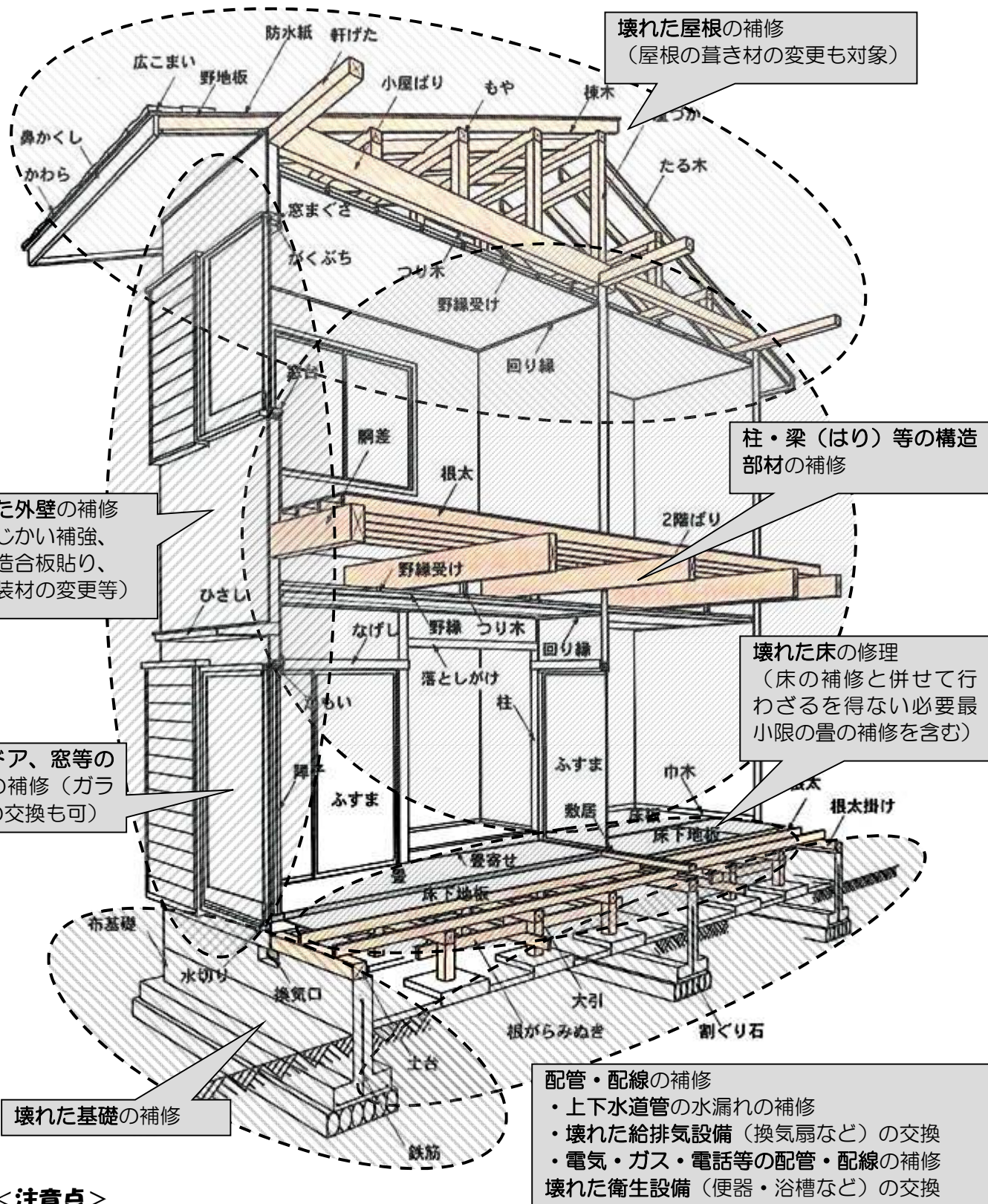
- (1) 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認することから、修理前、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。
- (2) 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか(施工したか)を詳細に「申立書」に記載するとともに、修理業者としてこれを証明(例: 会社の所定の様式を利用して提出することで、証拠写真の代替として差し支えない。)

なお、申立書については、被災者や自治体が代筆することは認めない。

(単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさないので、留意すること。) 「申立書」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ではあるが、「申立書」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

被災住宅の応急修理対象範囲

(＜災害名＞令和8年台風第24号及び前線による大雨に伴う災害により被災した部位に限ります)



＜注意点＞

- ・内装は原則として対象外です(例：間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)。ただし、災害による被害が原因で壊れたり、浸水した壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、浸水した床の補修と併せて行わざるを得ない量の補修は対象です。エアコンや食器洗浄機等の家電製品は、対象外です。

災害救助法に基づく「住宅の応急修理」 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)

